

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
日立市	特定非営利活動法人 助け合いなかさと	(1) 中里地区乗合タクシー		中里地区			231日	1,371.0回			区域運行	①	茨城交通(株)が運行する地域間幹線系統(大田営業所~小中車庫~里川入口線)の東河内バス停留所と接続	③
	茨城交通株式会社	(2) 日立駅中央口~ケーステンキ日立店前~平和台霊園線	日立駅中央口	ケーステンキ日立店前	平和台霊園前	往 11.2km 復 11.2km	365日	3,832.5回			路線定期運行	①	茨城交通(株)が運行する地域間幹線系統(日立駅中央口~国道9号~十五草前の日立駅中央口バス停留所と接続	③
	茨城交通株式会社	(3) おさかなセンター~サンピア日立~大甕駅西口(学園前)線	おさかなセンター	サンピア日立	大甕駅西口(学園前)	往 3.3km 復 3.3km	242日	484.0回			路線定期運行	①	茨城交通(株)が運行する地域間幹線系統(馬場八幡前~大橋~大甕駅前線)の大甕駅西口(学園前)バス停留所と接続	③
	茨城交通株式会社	(4) おさかなセンター~サンピア日立~多賀駅前線	おさかなセンター	サンピア日立	多賀駅前	往 8.7km 復 8.7km	365日	8,585.5回			路線定期運行	①	茨城交通(株)が運行する地域間幹線系統(馬場八幡前~大橋~大甕駅前線)の大甕駅西口(学園前)バス停留所と接続	③
	茨城交通株式会社	(5) おさかなセンター~久慈浜~多賀駅前線	おさかなセンター	久慈浜	多賀駅前	往 8.3km 復 8.3km	365日	2,729.5回			路線定期運行	①	茨城交通(株)が運行する地域間幹線系統(馬場八幡前~大橋~大甕駅前線)の大甕駅西口(学園前)バス停留所と接続	③
	茨城交通株式会社	(6) 大甕駅西口(学園前)~多賀駅前線	大甕駅西口(学園前)	水木(BRT)	多賀駅前	往 5.4km 復 5.4km	242日	6,171.0回			路線定期運行	①	茨城交通(株)が運行する地域間幹線系統(馬場八幡前~大橋~大甕駅前線)の大甕駅西口(学園前)バス停留所と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。